

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第42号）

- 1 地方税法の一部改正に伴い、自動車税の環境性能割を廃止し、自動車税の種別割を自動車税に改める等所要の改正をすることとした。（第5条、第12条、第13条、第26条、第52条、第94条～第114条、附則第19条～第22条、附則別表第1、附則別表第2、別表第1、別表第2関係）
- 2 初回新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車に係る税率の加重措置の適用対象を改めることとした。（附則第20条関係）
- 3 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る税率の軽減措置の適用対象を改めるとともに、その初回新規登録の期限を、電気自動車等にあつては令和10年3月31日まで、ガソリン自動車等のうち営業用の乗用車にあつては令和8年3月31日まで、それぞれ延長することとした。（附則第20条、附則別表第1関係）
- 4 施行期日等
 - (1) この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。（附則第1条関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2条、第3条関係）
 - (3) 次に掲げる条例の一部を改正することとした。（附則第4条～第7条関係）
 - ア 岩手県証紙収入整理特別会計条例
 - イ 特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例